

第1回高知市公文書管理検討委員会会議 議事録（要約版）

日時	令和4年5月17日（火） 午後1時 閉会 午後3時17分
場所	高知市役所本庁舎4階 421会議室
出席者	委員（五十音順） 宇都宮委員，小谷委員，高木委員，筒井委員，西森委員，依田委員 高知市事務局 市長，総務部長，文書法制課
傍聴者	なし

1 開会

2 委嘱式

- (1) 委嘱
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員紹介（各委員から自己紹介）

3 議事

(1) 委員長の選任

委員各位の了承をいただき，事務局提案により宇都宮委員を委員長に，西森委員を副委員長に選任（異議なし）した。

(2) 本市の文書管理の現状及び課題について

【事務局】 （配布資料を基に説明）

【依田委員】

高知市で条例を作るということで，素晴らしい取組だと思う。条例を作るように考えたきっかけを教えてください。

【事務局】

これまでも議会等で文書管理条例の制定について幾度か質問されることはあったが，規模が大きいことを理由に検討していく旨の回答をしていた。高知県において，一昨年から公文書管理条例が施行されたのを機に，本市としてもそのような取組を進めていき，公文書を市民共有の財産として整理し，未来につなげていくべきだろうということで，条例を制定することとなった。

【依田委員】

議会から質問があり，市でも検討してきたということだが，有識者会議を立ち上げて検討したのか，それとも内部で検討したのか。

【事務局】

令和2年度に外部委員による歴史公文書等の管理に関する検討委員会を開催したほか，内部で検討を行い，他市の事例を含めて研究等を進めてきた。

【依田委員】

歴史公文書の検討委員会の検討結果は成果物としてあるか。

【事務局】

資料①の11ページに、ご提言いただいた内容をまとめている。

【高木委員】

文書管理の現状及び課題と言えば、出先機関とか学校とかでは、より文書管理が適正に行えていないのではないかなと思う。条例を作るに当たり、そもそも何があるのか分からないとどうしようもないと思うが、教育委員会や出先機関の文書管理の課題について、どのような状況なのかを教えていただきたい。

【事務局】

文書管理システムというシステムを平成16年頃から導入しているため、文書法制課で全庁的な文書の概要をおおよそ確認できるようになっている。しかし、行政委員会、教育委員会等は、それぞれ文書管理に係る規程を設け、それぞれの基準に基づいて管理する仕組みとなっているため、全ての文書を文書法制課で包括的に管理することはできていない。その点は、課題と捉えており、この度の条例において、まずは統一した文書管理の在り方というのを定め、その上で実施機関ごとの事情に則した文書管理規程を作っていく中で、廃棄等も含めた統一的な流れを作っていきたいと考えている。

【高木委員】

例えば、今年に文書管理条例を作り、令和5年度施行となったときに、現在は評価選別の指針がない状態であるため、令和4年度分の文書について、本当は保存が必要なものでも廃棄されてしまう可能性を懸念している。条例施行までの2～3年の間に重要な資料が無くなっていたという事態を避けるためにも、早めに廃棄ストップをかけたほうが良いと思う。

【筒井委員】

参考までに県庁所在地のある中核市の公文書管理条例の制定の状況を教えてほしい。

【事務局】

都道府県で条例を制定しているところが14自治体と、全体の2、3割弱となっている。政令指定都市20市のうち6市で3割、中核市では令和4年4月1日時点で62市のうち6市が条例化している現状である。

【西森委員】

私見だが、書類の作り方と整理は仕事のやり方と密接に関連しており、それが整理されていないと、少なくとも仕事はやりにくいはず。そういった職員からの声を取り上げる機会というのがあるのかどうかを聞きたい。

庁舎内見学をこの委員会で想定されているのか。課内で書類の置き場が決まっているのか、個人保管か、課の保管なのかを可能であれば見たい。

文書の作成規程、公文書はこういう風にするというようなマニュアルに近いものが必要かと思う。マニュアル整備、システム整備が非常に重要である。

【依田委員】

文書のライフサイクルについて説明があったが、市長部局だけでなく議会も含めた全所属がどのようにしているのか、現状でどのくらいの文書量があるか把握しているか、永年保存文書につ

いてどのようなものを永年保存するかという規定があるかについて教えていただきたい。

【事務局】

各行政機関、実施機関における文書のライフサイクルについては、市長部局の流れを基本的には踏襲しており、同様の流れになっている。

新庁舎移転に関わる部署を対象に、現在の新庁舎への引越し時に文書量を調査したが、永年保存文書は約 6,000fm という結果だった。

公文規程において、保存年限の決定基準表を定め、市の重要な施策、歴史的なもの及び市の基本的な計画、条例議案そういったものに関わる文書を永年保存としている。

(3) 公文書管理の概要について

【事務局】 (配布資料を基に説明)

【小谷委員】

資料①の 8 ページの第 22 条 (利用の促進) で、「特定公文書等を展示その他の方法」とあるが、県では条例の施行と同時に公文書館を開館したため、常設展示があるが、高知市の場合も展示することを想定されているということで良いか。

【事務局】

新しく公文書館を建設することは難しいため、文書の保管保存については既存の施設を利活用していくことを考えている。また、展示等の取組については、本庁舎 1 階にスペースがあるため、そういったところを活用して実施できればと考えている。

【小谷委員】

資料①の 9 ページの公文書管理委員会の所掌事務で、④に「保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄する際の諮問に対する答申」とあるが、実施機関が移管と決めた場合の諮問はないということか。

【事務局】

そのとおり。不用意に処分されないよう、廃棄に焦点を当てた仕組みとしている。

【高木委員】

資料①の 5 ページの公文書の定義について寄贈、寄託に関する部分だが、現用段階 (保存期間が満了する前) に寄贈・寄託があったものは収集文書として、普通は公文書と考えると思う。公文書館がない場合にどのように寄贈・寄託するのかがイメージできないという懸念がある。

【事務局】

先日も寄贈された文書があり、その際は民権・文化財課が所管した。現状として公文書館がなくても寄贈を受け入れているため、同じように整理していければと考えている。

【高木委員】

民権・文化財課へ引き継ぐものは、資料①の 5 ページの公文書から除かれるものの「③ 図書館等で、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」に該当しないのか。

【事務局】

寄贈を受けて、図書館や自由民権記念館で保存するものは、公文書の定義から除くという形にしている。原課・所管課で保存するものは、寄贈・寄託の流れに沿った運用を考えている。

【高木委員】

そうすると収集したものは現用段階の公文書にはならないということか。

【事務局】

一旦、現用のものとなり、その後、保存期間が経過したときに歴史公文書として保存していく形になる。

【高木委員】

そうすると寄贈を受けたものも公文書という枠組みに入っていると考えたほうが良くないか。

【西森委員】

公文書の定義等についてどう理解したらいいのか分からない。図自体が理解しづらい。

【事務局】

広い意味の公文書には、特定歴史公文書等も全部入ってくると思うが、ここで言っているのは、まだ現用段階に当たるものという整理。下の法人、個人が保有する云々の部分については、本当は矢印が上に向かないといけないのかもしれないと認識しているが、まずは市役所以外の方がお持ちのものを市役所に寄託・寄贈いただき、その後、図のような流れになるということをお示ししたかったもの。

所管課が引き受けて歴史公文書として移管していくもの、そのまま図書館等が直接寄贈等を受けてそのまま保存していくものの2パターンがあるのではないかと考えている。

【筒井委員】

図書館とか民権・文化財課が引き受けて然るべきものは管理されるので良いが、市民や団体がこれは高知市の歴史にとって大事なものだから市役所に差し上げたいという場合に、図書館も民権・文化財課も引き受けなかったら、現実問題どこが引き受けることになるのか。そういう意味で公文書館があればイメージできるが。それとも、それは第2条の定義でいう取得にはならないのか。

【事務局】

広い意味で言うと取得になる。ただし、申出があったときに全てを受け入れるわけではなく、受け入れるかどうかの可否を判断することになる。

【依田委員】

今の質疑の関係で、資料①の5ページ真ん中の表については、「公文書等」の範囲として示しているのが条例の対象範囲で、そのうち「公文書」の範囲が現用の文書で、「特定歴史公文書等」の範囲が非現用の文書になると認識していた。また、条例施行後なので、寄贈・寄託は、現用でなく、直接非現用に寄贈寄託する意味で、お示しのような矢印になると理解していた。また、それで良いと思う。

【事務局】

先ほど依田委員がおっしゃられたとおり、直接、非現用で収集する形になるため訂正する。

【小谷委員】

県は、情報公開条例と個人情報保護条例があり、それぞれ公文書の定義があったが、公文書管理条例の令和2年4月1日施行に併せて、公文書の定義を引用する形にしている。その上で、現用の公文書については、情報公開条例で開示請求、審査請求を受け、また公文書館に移管された特定歴史公文書については、公文書管理条例で利用請求、審査請求を受けるというように役割分

担した形にしている。

【宇都宮委員長】

やはり公文書館がないとできないという話ではないのか。

【筒井委員】

公文書館については、市の大きい方針なので変更は難しいと思う。公文書と特定歴史公文書の保管方法について議論すべきと思う。

【小谷委員】

特定歴史公文書について、市民から写しが欲しいと要望があれば、情報公開請求ではなく、利用請求で対応すれば問題ないのかなと思う。

【事務局】

最終的な担当機関について考える必要があるが、例えば文書法制課の中にひとつの係を置くというのも一案としてある。ただし、課を新設するということにはならないと思っている。

【西森委員】

資料②の1ページの第2条第2項第3号について、各所属に規則等があり管理されているとの認識で良いか。今の話だと公文書と、その中に歴史公文書に時間的に移行していくものがあり、さらにその中に特定歴史公文書になるものがあるが、既に現用文書でないものとして歴史的価値のあるものが来た場合、これは非現用文書として受け入れるという形の整理と認識している。これらは、今後制定する条例を根拠として管理されることが分かるが、第2条第2項第3号に該当するものは、図書館資料管理規則とかいったように別で根拠規定があると思って良いのか。

【筒井委員】

基本的にはある。現状は、公文書館があればそちらに行くようなものの大部分を図書館が抱えており、それは図書館の資料管理の規則により管理されている。図書館が地域の歴史的な資料を抱えているのは、どこの自治体もそうだと思うし、それが条例案の第2条第2項第3号に該当する扱いになっていると思う。

【西森委員】

資料③の公文書管理法第2条第5項第3号では、「政令で定めるところにより」と法令上の根拠があることが明記されている。このほうがこの法律とは別のもので管理されていることが分かるのですべての文書が何らかの規則に服しているということになると思う。ここに合わせた形でできればいいなと思う。

【依田委員】

他の自治体でも公文書館がないが公文書管理の条例があるところはいくつかあり、例えば、熊本県はその一つ。その他の県・市レベルでもいくつかあると思うので、もし公文書館を当面造らないのであれば、そういうところの仕組みを参考にしたら良い。

また、高知県では廃棄・移管の両方のものについて諮問しているが、実際やってみると、原課が移管と判断したものでも、どう見ても歴史公文書に該当しないものが結構ある。国立公文書館も行政機関のものを全部見ているが、行政機関が移管と判断したものでも、どう見ても歴史公文書に該当しないものが結構あるため、今回新しく制度設計する高知市は移管について諮問しないで大丈夫なのかと少し心配している。

それとは別に、資料①の3ページで、歴史公文書に該当するものは市長以外の実施機関は市長

に移管で良いと思う。ただ、市長部局のものがそのまま保存となっている点について、これは他の自治体の例だが、ほとんどが市長・知事部局も含めて全て市長・知事へ移管となっている。市長部局も市長へ移管のほうが正しいかなと思う。

資料①の5ページですが、「法人・個人が保有する市行政の推移が跡づけられる文書」の部分にある「推移」という言葉はあまり使われないものかと思う。例えば「実績」とかその辺の言葉はよく使われるが、「推移」は珍しい。

最後に、資料①の7ページで、出資法人等の文書管理で、令和3年4月時点の出資法人等の名称が記載されているが、今年度も変わっていないということで良いか。

【事務局】

変更はない。

【依田委員】

資料①7ページの公文書管理規則（第34条）については、「公文書管理規則」とすると現用文書の管理のように見えるが、内容としては「特定歴史公文書の保存利用規則」を含むような気がするので、名前がこれでいいのかなと思う。

【筒井委員】

一次選別、二次選別で保存に該当するとして諮問しないということだが、委員会から見ると特定歴史公文書に当たらないものも入ってくる。原課は悩んだら特定歴史公文書にしておこうという発想があるだろうが、その点について高知市がどうされるかは大きいと思う。

【宇都宮委員長】

県は、どうしているのか。

【小谷委員】

県では歴史公文書該当とした場合でも、公文書管理委員会の方で非該当ということになったら廃棄になる。

【宇都宮委員長】

選別する側の問題になるかと思う。それはどのように解決しているのか。

【小谷委員】

選別基準例を見ながら担当課が一次選別するが、歴史公文書該当となった場合でも、公文書管理委員会で意見が違う場合は、「違います」という形で諮問することはある。担当課の一次選別、公文書館の二次選別、公文書管理委員会の諮問（三次選別）という形でそれぞれ判断できたらいいかなと思う。公文書館の保存容量が足りなくなる可能性がある。

【西森委員】

その段階で迷ったときに相談したり、チェックする機関があるのかが気になる。迷ったら一次選別の段階で相談する役割を誰かに担ってもらって、とりあえず保存期間を設定し、その後の二次選別で廃棄か移管ということを担当課に決めさせるっていうのが今の案。両方諮ったほうがいい。

【小谷委員】

県の場合は、条例ができる前の公文書についても準じてやることにしたため、条例施行時に保存期間満了しているものは、移管か廃棄かの目録を各課に出してもらって即選別が始まった。

【西森委員】

なぜ市のほうの原案では、移管を外したのか。

【依田委員】

移管で諮問するのが高知県くらいしかなく珍しい。他の自治体に合わせると今の市の案のような感じになってしまう。

【小谷委員】

資料②の14ページから附則の規定があり、第6項で施行日前公文書について「準じて、市長に協議し」云々とあるが、他の都道府県では条例施行前に作った公文書について移管・廃止の目録を作成していないところも多い。県は、条例施行前の公文書も目録を作成することとしたので、この附則では県と同じように条例施行前の公文書も選別を即やる形になると思う。

県は、だいぶ前から歴史公文書選別研修を行っており、令和元年7月に条例公布されているが、令和元年度の間に選別をしていた。

【依田委員】

文書の作成段階で実施機関が一次選別とあるが、その段階で他の組織が確認を行っている自治体は他にはなく、国では一次選別をした結果を全て国立公文書館がチェックしている。自治体レベルでそれは難しいのかなと思いつつ、ここでも何らかの確認ができればベストなものになるかとは思ふ。

【宇都宮委員長】

選別の際は、マニュアルのようなものはあるのか。

【依田委員】

選別基準などはあるが、実際の文書の当てはめになるとなかなか迷うものが多くあり、かなり大変だと思う。

【宇都宮委員長】

市役所の職員にとって新しい仕事加わることになるので、研修が必要かと思う。

【西森委員】

すごく大事なと思うのが、自分の作成した文書が歴史的なものになるかもしれないので、目の前の決裁をもらうだけでなく、その文書がどうなっていくのか意識していけば、仕事の在り方というか公務員としての文書に対する意識の方向がそろうだろうと思う。一次選別で、上司の方がそういった意識を持った対応をすることで、若い時から自分が作ったものがどういうものかを意識できるのではないかなと思う。また、一次選別の際に迷ったときに聞ける窓口があると助かると思う。若い時からみんなが困った時に誰に聞けば良いのかを共有しつつ、文書の意識が高まっていけば、すごく良いことだと思う。

【宇都宮委員長】

今のような話で考えると、公務員に必要なもの、公文書管理は重要だという方向で公文書管理条例も作っていったらいいのかもしれない。

【事務局】

相談部署ということであろうと公文書館は置けないが、専門の部署としてせめて係でも作らなければならないだろうと考えている。選別に当たっての基準マニュアルについては先進自治体の事例を研究し検討していきたい。

また、公文書管理条例が制定後は、高知県がやられたように段階的に数年かけて、軌道に乗せていく必要があるので、そこでこういった形をとれば効率的なのかということも考えながら進めていきたい。

【小谷委員】

資料②の15ページの附則第6項について、他の段階を踏んだ自治体の附則も研究していただければと思う。

【高木委員】

公文書管理委員会が廃棄しないほうが良いと答申したときに最終決定権が委員会にあるのは良いと思うが、高知県の場合は公文書館が「残したい」と判断したが、委員会が「要らない」と判断した場合に最終決定権はどちらにあるのか。そちらは、公文書館が持っているほうが良いと思うが。残す方向に委員会の力が強くなってくるとどうなってくるのかなという点を教えていただきたい。

【小谷委員】

持って帰り確認する。

【高木委員】

どこの自治体も法律に則って条例を作っており、それはそれで良いが、高知市としての特色が出てほしい。条例の目的で、最近は①説明責任と②効率化だけが言われるが、自分が学生で公文書館とか公文書の管理について学んだときは、③歴史という言葉が入っていたので、それを目的に足してもらいたいなというのが個人的な感想。将来の市民への説明責任に歴史のニュアンスが含まれているのかもしれないが、3つの柱でやっていくと自分は習ったので、今のはやりとは違うが、検討していただきたい。ただ館がない中で難しいのかもしれないが、「高知市の歴史を残していくために」みたいなものを条例の目的に入れてもらえたらいいのかなと思う。

【筒井委員】

説明責任だけでなく、歴史的な資料を残すという趣旨をもっと表に出したほうが良いということですね。

【宇都宮委員長】

その文言が入らないと保存する理由がないので、やはり「歴史」の言葉は入れたほうが良いなと思う。高知市らしいものに、理念のようなものを持って作っていてもいいのではないかな。

【高木委員】

条例にそこまで入れていいのか分からないが、自由民権運動や幕末維新とか、そういう歴史のある高知市だからこそみたいなフレーズのあるほうがユニークというか高知市らしいなと思う。

【宇都宮委員長】

市職員の意識向上というようなニュアンスが条例の目的にあればいいのでは。

【西森委員】

資料①の2ページ、新しい公文書管理案の中の「① 公文書管理の意義の明確化」について、「効率」という言葉はやはり入れたいほうが良い。書類探すことは本当に手間だと思っていて、あるべきものはあるべきところであってパッと出るといった形にしていくという意味で、目的の中にも効率という言葉は入っているのでそれらは入れておかないといけないと思う。

利用促進というのが条例の情報として入っているので、市民を以って元気な活動に資すること

くらいな、もっと民主主義の発展におけるというか、そういう能動的に市民に活用の機会を与えるというようにできないかと思う。法律にも条例にもないオリジナルを作るのは勇気が要ると思うが。

次に、資料①の2ページに保管という言葉が左側にはあり、今の文書管理規程にはある。新しい条例には保管という言葉がなくなるので、これは概念としてなくなると思っていいのか。

資料①の3ページについて、実施機関は市長になるのか。二次選別が共同作業で、廃棄は市が実施機関ですよ。図を見たときに主語が分からないため、もし可能なら線引きで囲っていただきたい。

それから資料②の第2条第2項の「第19条において同じ」の部分だが、法律だと「以下同じ」となっており、「以下同じ」としたら良いのでは。その後の「同条を除き、以下同じ」について意味等を教えてほしい。

資料②の第4条のタイトルが抜けているため、タイトルに加えていただければと思う。

それから資料②の第12条第1項第1号ウについて、情報公開条例第9条第4号と文言が被っているため、整理する必要があると思う。

本人の利用についての第13条について、国と全く同じで本人から利用請求があったときは利用させるという内容になっている。「本人」に相続人は含まない趣旨だと解釈・運用されると思って良いか。

第18条の第三者に対する情報について、相続人を含まないというように読むと思うが、死者の情報をどうするのか、個人情報保護条例の問題にもなる。この辺りについて、どういうことを想定されているのかを確認したい。

第34条第1項では「制定又は改正」となり、第28条で「規則の制定又は改廃の立案」となっていて、これを変える必要があるのかどうか、なければどちらかに合わせたらどうか。

【事務局】

まず、「保管」が条例上なくなった話だが、条例上は「保管」という文言がないが、その下に各実施機関で公文書の管理規程というものを定める想定であり、「保管」についてはそこで規定していこうと考えている。

市長、実施機関については、研究させていただく。第2条第2項の「第19条において同じ」という点について、第2条第2項はその「文書」という文言に電磁的記録が含まれた形になっているが、第19条では「文書」と「電磁的記録」を分けた説明をしているので、同条を外しているという整理をしている。

【西森委員】

今のご説明で皆が分かるかという分からないかと思うので、できれば再考をお願いしたい。

【事務局】

第4条のタイトルについてだが、法律の作り方として、第2章第1節の中に第4条しかないとして、第4条に見出し(タイトル)を付けるとしたら「文書の作成」という見出しが付くが、これは第1節の名称とイコールとなるため、重複する情報を省いている。

第12条については再考する。

第13条の「本人」に相続人は含めないと考えている。

第18条の第三者だが、ここで言う第三者は、特定歴史公文書等の利用請求がされた場合に、特

定歴史公文書等に記録された実施機関，利用請求者以外のものを指すため，相続人が利用請求した場合には，第三者には該当しないことになる。

【西森委員】

例えば，私の名前が文書に入っていたとして，明らかに実施機関や利用請求者でなく，全くの第三者である場合で，生きていれば意見を聞いてもらえる制度だと思う。私が死んでいる場合に，その相続人にはその権利はない建付けか，というのが先ほどの質問の趣旨である。

【小谷委員】

資料②の6ページの第12条の利用請求の取扱いで，第1号において個人情報があった場合，そこをマスキングして出す形になっている。あくまで第三者に聞くのは「できる」規定であって，個人情報があれば，それは第12条第1項第1号イの規定で利用制限するのが基本。それ以外に第三者の意見も必要であれば，聞けますよという規定である。

【西森委員】

だいぶ先のことだと思うが，フローを整理していただきたい。

【小谷委員】

県の情報公開条例も同じく，公文書管理条例とセットで，第三者を含む情報の規定を入れている。

この第三者照会を使う場面については，企業のノウハウに関する情報等，法人情報で非開示にするかどうかは，例えばプロポーザルの提案書とかで相手方に聞かないと判断できないとき等を想定している。それが，情報公開条例にもあるし，公文書管理条例にもあるので，基本的な個人情報だったらマスキングして終わると思う。そのため，第三者照会を使って，相続人の方に聞くことはないと思う。

【西森委員】

想定する場面がそういうことであれば，それで構わないと思う。

【事務局】

最後に，改正，改廃の文言についてですが，第34条第1項の「制定又は改正」は，この条例の施行規則に係るものであり，条例に付随する根幹の規則であるため，廃止する場合をそもそも規定していない。第28条で改廃としているのは，各実施機関で公文書管理規程を作成する予定であり，そちらについては，廃止があり得るので，こういった文言の整理をしている。

【宇都宮委員長】

資料②の4ページの第7条第1項のただし書がどういう意味なのか分からないが，市長が良いと言えばそれでいいという意味なのか。

【事務局】

市長が規則で定める期間としては，1年を想定しており，1年未満の保存期間を設定した公文書ファイルについては，公文書ファイル管理簿に記載しなくても良いとの規定になる。

【宇都宮委員長】

それを規則で定めることになるという意味合いか。

【事務局】

公文書ファイル管理簿への記載義務を無くしてもよい対象を，保存期間が何年の公文書ファイルにするかというのを，規則で定めることになる。

【宇都宮委員長】

資料②の4ページの第8条ですが、主語は「市長」で構わないのか。資料②の12ページの第24条に「市長は（中略）文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる」とあるが、文書が重要でなくなったと判断するのは誰になるのか。それを明記したほうが良いのではないかなと思う。偉い人の都合で資料がどんどん捨てられるということがないような規定の仕方を検討いただければと思う。

【事務局】

第24条の特定歴史公文書等で重要でなくなったものは、廃棄することができるという規定だが、廃棄する際には、公文書管理委員会に諮問するような制度設計にしている（資料②の13ページの第28条第4号）。市長が恣意的に廃棄してしまうことを阻止する設計にはなっている。

【筒井委員】

ちなみに、第24条は具体的にはどういう場面が想定されているか。

【事務局】

例えば、利用に供している段階で毀損して修復が困難になった場合を想定している。

【依田委員】

資料①の今後のスケジュールで、特定歴史公文書等の利用に関する事項については施行時期が未定となっているが、今時点での考えは何かあるか。

【事務局】

順番に体制を整えていく中で、最終的に利用に関する事項を動かすことができると考えているので今のところスケジュールも未定。

【依田委員】

条例が施行されると、市民に利用請求権ができるので、移管しても利用はできないことになり、それを制限することになってしまうため、施行は早めにしたほうが良いかと思う。

【小谷委員】

その間は、情報公開開示請求での権利保障という形で、どちらかでカバーできたらいいのかと思う。